

Title	介護保険制度の導入前後における市町村の介護サービスに関する研究
Sub Title	
Author	小池, 創一 (Koike, Soichi)
Publisher	慶應医学会
Publication year	2005
Jtitle	慶應医学 (Journal of the Keio Medical Society). Vol.82, No.3 (2005. 9) ,p.12-
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	号外
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069296-20050902-0012

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

介護保険制度の導入前後における市町村の介護サービスに関する研究

小池 創一

内容の要旨

論文審査の要旨

目的・方法

介護保険制度の導入前後の要介護認定状況の変化とその特徴などについて明らかにすることを目的として平成11年(介護保険制度導入前)および平成13年(介護保険制度導入後)の11月に全国の全市区町村の介護保険担当者に対して行った質問票調査の結果を分析した。分析対象となったのは両年とも要介護度の記載がある265市町村(80市、142町、43村、全市区町村に対する割合8.1%)である。調査票から得られた市町村ごとの要介護認定状況に関するデータに加え、医療施設調査など既存の調査データも分析に加えた。

結果

分析対象となった市町村の総人口、老年人口割合、介護保険料の平均値を全国平均と比較したところ、老年人口割合が全国平均に比較して有意に低かった(有意水準5%)ものの、総人口、介護保険料に関しては有意な差を認めなかった。

平成11年に対して平成13年では、老年人口に占める要介護者割合、平均要介護度、在宅および施設入所要介護者に占める要介護5割合は、平成11年に対し平成13年の方が標準偏差は縮小し、その分布も平成13年の方が全体として市町村格差が縮小する方向にあることが確認された。老年人口に占める要介護認定を受けた者の割合、平均要介護度、老年人口に占める要介護5割合により市町村を3群に分類し、平成13年の各種指標を比較した結果からも、同様の所見が得られた。

老年人口に占める要介護5割合が大きい市町村において平均要介護度が他の群に比べて大きく上昇せず、老年人口に占める要介護5割合が、平成11年における老年人口に占める要介護5割合が小さい市町村で増加が大きかったことから、介護保険制度の導入により、従来介護サービスへのアクセスが少なかった市町村でのサービス提供量の伸びが大きかったことを示唆する所見が得られた。

平成11年と平成13年の介護保険関連施設整備状況と要介護者の状況を示す各種指標との間のSpearmanの順位相関係数を算出したところ、その相関が介護保険制度導入後により強まるなど、介護保険制度からみた施設類型別機能がより明確になったことを示唆する所見が得られた。

結論

介護保険制度導入による市町村の格差が平準化、施設類型別機能の明確化の背景には、介護の必要の程度という概念が「要介護認定等基準時間」という形で一元的に整理されたこと、介護給付費交付金制度が設けられたこと、などの制度的な背景もあったものと考えられる。また、介護保険制度の導入によって、従来は介護関連サービスの利用が少なかった市町村におけるサービスへのアクセスが改善した可能性が示唆されるなど、本研究により介護保険制度導入前後の市町村の変化と、制度導入の効果の一端を示すことができたものと考えられる。

介護保険制度導入前後での要介護認定状況の変化とその特徴について明らかにすることを目的として、平成11年および平成13年に全国の全市区町村の介護保険担当者に対して行った質問票調査の結果を分析した。分析対象となったのは双方の調査年に正しく回答した265市町村(全市区町村に対する割合8.1%)である。調査票から得られた市町村ごとの要介護認定状況に関するデータに加え、医療施設調査など既存の調査データも分析に用いた。その結果、介護保険制度導入後には、介護サービスの拡大と、要介護者の状況に関する指標に関して市町村格差が縮小の傾向を示している点が明らかとなった。また、単位老年人口あたり施設入居者数・病床数と要介護者の状況を表す各種指標との相関が、介護保険制度導入後により強まり、施設類型別機能がより明確になってきたことを示唆する所見が得られた。これらの背景には、介護の必要の程度という概念が「要介護認定等基準時間」という形で一元的に整理されたこと、介護給付費交付金制度が設けられたこと等、制度的な背景がある点、介護保険制度の導入により従来は介護関連サービスの利用が少なかった市町村におけるサービスへのアクセスが重点的に改善した可能性が示唆された。

審査ではまず、市町村でのサービス拡大と市町村格差の縮小に関する地域特性について質問がなされた。都道府県別比較、東西比較を行ったが、明確な所見は得られなかったとの回答がなされた。次に、介護保険制度導入後に生じた利用者、被保険者の意識の変化を示すデータの有無について質問が出された。本調査からは意識についてのデータを得ることはできなかったものの、先行研究には、要介護認定制度の導入により一律の基準で認定がなされるようになったこと、福祉制度から社会保険制度に移行したことで負担と給付の関係がより明確になったことが、サービス利用者の権利意識の強化につながったことが示唆されている点が回答された。さらに、分析対象市町村のデータの代表性について質問がなされた。調査対象市町村は全国平均と比べて老年人口割合がやや低いが、総人口、保険料の平均という点では大きな偏りが見られなかった点ではほぼ全国状況を反映しているものと考えられるものの、平成11年調査回答市町村のうち、平成11年10月時点で要介護認定を開始している市町村のみが分析対象となっていることから、分析対象市町村は介護対策に熱心な市町村である可能性は否定できない点が回答された。制度導入後に取得可能となった市町村のデータを加え、比較を行えばより説得力のあるデータとなったのではないかとの助言がなされた。

以上のように、本研究はさらに検討されるべき課題を残しているものの、介護保険制度導入前後の市町村の変化と、制度導入の効果の一端について実証的なデータを示すことが出来たという点で、有意義な研究であったと評価された。

論文審査担当者 主査 衛生学公衆衛生学 大前 和幸
医療政策・管理学 池上 直己 内科学 鈴木 則宏
リハビリテーション医学 里宇 明元
学力認定担当者:北島 政樹、池上 直己
審査委員長:池上 直己

試問日:平成17年 6月21日